

薩、富士淺間大菩薩、熊野三所大權現、諭訪大明神、甲州三三明神別面ハ御旗楯無之御罰、於今生享癩病、至來口可致墮在無間地獄者也、仍如件、

永祿九年丙寅閏八月廿三日

文書何レモ同前

金丸平八殿

馬場美濃守信春

吉田左近助殿

山縣三郎兵衛昌景

吉田左近殿

小山田兵衛尉信茂

原隼人助昌胤○以下署名略之

〔聚樂第行幸記〕殿下○秀吉臣らく行末の事など工夫ましますに、たゞいま雲上になしをかる人々は、みな殿下の恩恵あさからず、かけまくもかたじけなき殿上の交をゆるされ、この行幸にあひ奉るものかなと、感悅する輩也。子々孫々に至ては、若この薰德をわすれ、無道の事もやらんとおぼしめして、あらたに昇殿有し人々、尾州の内府、駿州の大納言をはじめ、みな禁中へ對し奉り、誓紙をしてあげらるゝにおいては、悦おぼしめさるべき由也。そのかみ皆人の遺言をなす事、その末期にのぞみて領知財寶をゆづる事のみ也。我世盛んなるおりに、りやうちざいほうをそなへまいらすること、誠の心ざしにてあらめと宣ふをきゝて、満座感涙をもよほし侍りぬ、をのく尤とて、則せいしをかゝせ給ふ、その詞に云、

敬白 起請

一就今度聚樂第行幸被仰出之趣、誠以難有催感涙事、

一禁裏御料所地子以下、并公家門跡衆所々知行等、若無道之族於有之者爲各堅加意見、當分之儀不及申子々孫々無異儀之様可申置事、